



死亡牛の処理について

令和6年度のBSE関連法令の改正により、次の対応が必要となります。

1 死亡家畜の処理

変更ありません。これまでどおり化製場で適正に処理してください。

電子マニフェスト^(※)
の利用もおすすめ！

2 書類の作成等（記載例は、別紙のとおり）

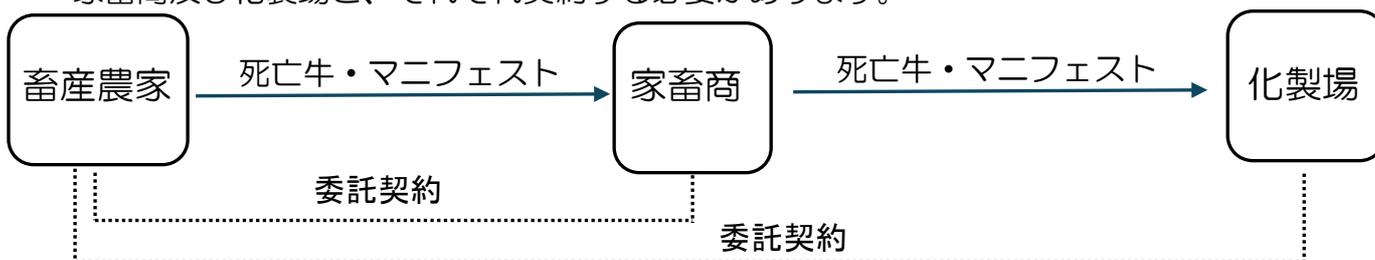
畜産業から排出される動物の死体は、産業廃棄物です。適正に処理する必要があります。

(1) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の作成

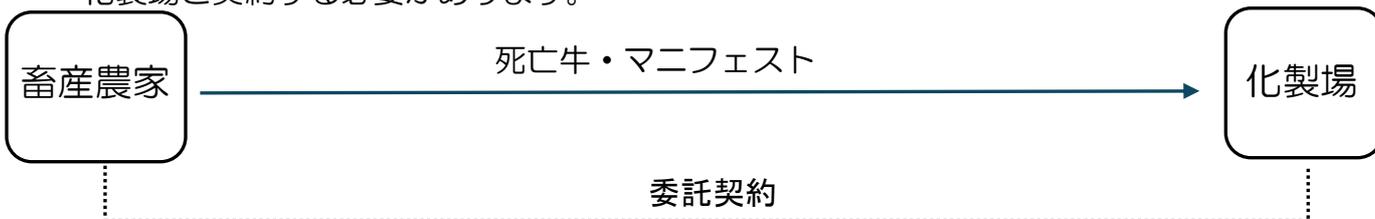
これまで、BSE検査のための死亡牛処理整理票で代替していましたが、今後は、マニフェストを自ら、①購入し、②記入し、③死亡牛を家畜商又は化製場に引き渡す際に同時に渡す必要があります。

(2) 委託契約の締結

ア 死亡牛を家畜商に収集・運搬してもらい、化製場で処理する場合
家畜商及び化製場と、それぞれ契約する必要があります。



イ 死亡牛を自ら化製場に運び、処理してもらう場合
化製場と契約する必要があります。



～ご不明な点は、次の機関にお問い合わせください～

- | | |
|-----------------------|----------------|
| ・全国農業協同組合連合会広島県本部 | (0824-62-3147) |
| ・広島県酪農業協同組合 | (0824-64-2072) |
| ・広島県農業共済組合 | (082-262-4711) |
| ・(一社) 広島県畜産協会 | (082-962-1873) |
| ・(一社) 広島県配合飼料価格安定基金協会 | (082-262-8211) |
| ・広島化製企業組合 | (082-231-3638) |
| ・広島県農林水産局畜産課 | (082-513-3607) |

その他（発行元で記載）

〇〇畜産事務所

(〇〇〇〇-△△-□□□□)

産業廃棄物の相談窓口

担当区域		機 関 等 名	電話番号
県管轄区域	大竹市、廿日市市	西部厚生環境事務所 環境管理課 〒738-0004 廿日市市桜尾2-2-68	0829-32-1181
	府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸高田市、安芸太田町、北広島町	西部厚生環境事務所広島支所 衛生環境課 環境管理係 〒730-0011 広島市中区基町10-52	082-228-2111 (内線 5536 ~ 5539)
	江田島市	西部厚生環境事務所呉支所 衛生環境課 〒737-0811 呉市西中央1-3-25	0823-22-5400
	竹原市、東広島市、大崎上島町	西部東厚生環境事務所 環境管理課 〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10	082-422-6911
	三原市、尾道市、世羅町	東部厚生環境事務所 環境管理課 〒722-0002 尾道市古浜町26-12	0848-25-2011
	府中市、神石高原町	東部厚生環境事務所福山支所 衛生環境課 環境管理係 〒720-8511 福山市三吉町1-1-1	084-921-1311
	三次市、庄原市	北部厚生環境事務所 環境管理課 〒728-0013 三次市十日市東4-6-1	0824-63-5181
政令市管轄区域	広島市	広島市 産業廃棄物指導課 〒730-8586 広島市中区国泰寺1-6-34	082-504-2225
	呉市	呉市 環境政策課 〒737-8501 呉市中央4-1-6	0823-25-3302
	福山市	福山市 廃棄物対策課 〒720-8501 福山市東桜町3-5	084-928-1168

産業廃棄物の排出者（死亡牛の場合、牛飼養農家）は、毎年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、翌年の6月30日までに上記報告先に報告する必要があります。

ご不明な点は、最寄りの厚生環境事務所又はそれぞれの市役所の担当課にお問い合わせください。

※ 電子マニフェストとは、従来紙に記載していたマニフェスト情報を電子化したものです。紛失や虚偽記載の防止、返送期限のお知らせ等法令遵守に役立ちます。また、電子マニフェストを利用したのものについては、上記の報告（マニフェスト交付等状況報告）は不要となります。電子マニフェストへの加入申込については、一般社団法人広島県資源循環協会まで、ご相談ください（TEL：082-247-8499）。